

# 道の駅「るもい」 事業継続計画（BCP）



令和6年1月

留萌市

# 目次

1	はじめに .....	1
1-1	目的・趣旨 .....	2
1-2	対象とする組織 .....	2
1-3	本計画の位置づけ .....	2
1-4	災害発生時の基本方針 .....	3
2	運用体制 .....	4
2-1	災害時の運営管理体制 .....	4
2-2	災害時の連絡フロー .....	6
2-3	道の駅内における指揮系統 .....	7
2-4	災害協定一覧 .....	8
3	基本的な考え方 .....	10
3-1	大規模災害時の重要業務 .....	10
3-1-1	重要業務の抽出 .....	10
3-1-2	避難行動計画 .....	12
3-2	必要資源の現状把握 .....	13
3-2-1	参集可能人員 .....	13
3-2-2	ライフライン .....	15
3-2-3	災害時備蓄一覧 .....	16
4	危険事象・被害状況の想定 .....	17
4-1	想定される危険事象 .....	17
4-2	危険事象における被害想定 .....	17
4-3	ライフライン・インフラ等の被害想定 .....	21
5	重要業務の行動計画 .....	22
5-1	重要業務の実施フロー .....	22
5-2	重要業務のタイムライン .....	23
5-3	重要業務の行動計画 .....	26
5-3-1	道の駅 BCP 発動の判断 .....	27
5-3-2	安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動 .....	28
5-3-3	雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布 .....	34
5-3-4	利用者や関係機関等への情報発信・共有 .....	38
5-3-5	緊急活動スペースの点検・確保 .....	43
5-3-6	食料品・生活必需品の早期販売再開 .....	45
5-3-7	感染症の予防や拡大防止対策 .....	47
6	持続的な改善に向けた取組 .....	49
6-1	定期訓練 .....	49
6-2	災害発生に備えた平常時の実施項目 .....	50
6-3	BCP の定期的な見直し .....	50
6-4	その他 .....	50
7	巻末資料 .....	51

## 1 はじめに

道の駅では、災害発生直後において、一般利用者の安全を確保するための初動の対応が求められる。また、発災後は一定期間、一時避難者が道の駅に滞留することが想定されるため、そうした避難者に対して防災設備・備蓄などの提供・活用が必要となる。

本計画は、道の駅「るもい」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする事業継続計画(Business Continuity Plan)である。

道の駅「るもい」の管理運営者である指定管理者のNPO法人留萌観光協会、設置者である留萌市、道路管理者である国土交通省北海道開発局のほか、北海道は災害発生時において、本計画に基づき、関係機関と連携し、業務を実施するとともに、定期的に防災訓練の場を設けるものとする。

## 1-1 目的・趣旨

道の駅BCPは、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能の低下を最小限にとどめながら、住民及び来訪者の生命、生活を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民及び来訪者の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

## 1-2 対象とする組織

災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理運営者である指定管理者のNPO法人留萌観光協会及び計画策定者である留萌市とする。

また、当道の駅は市の地域防災計画において以下の通り位置づけていることから、各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

### 【留萌市地域防災計画での道の駅「るもい」の位置づけ】

- 災害発生後の応援・受援活動及び復旧・復興活動を行う施設。
- 雪害等の災害発生により一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等の一時待避場所。
- 道の駅付近の各種交通基盤や車両等の滞留スペースを活用し、救援物資の中継・分配・受入れを行う施設。

## 1-3 本計画の位置づけ

地域防災計画は、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市、関係機関、地域、市民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

表 1 地域防災計画と道の駅BCPの関係

項目		地域防災計画	道の駅BCP
計画の趣旨		地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画(実効性の確保)
実施主体		市、北海道、公共機関、市民等	留萌市、NPO 法人留萌観光協会
施設の被災		想定しない	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象とする	対象とする
	災害応急対策	対象とする	対象とする
	災害復旧	対象とする	対象としない
	優先度の高い通常業務	対象としない	対象とする
各業務の優先度		想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める

#### 1-4 災害発生時の基本方針

道の駅「るもい」は、市の地域防災計画において、1-2 に示したような機能を発揮する施設として位置づけられている。

これらを踏まえ、災害発生時に道の駅「るもい」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

##### 【道の駅「るもい」BCPにおける基本方針】

- 生命の安全確保を最優先とする。
- 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える。
- 大規模災害や雪害等発生時、迅速かつ円滑に一時待避場所として開始できるための準備を整える。
- 大規模災害が発生しても、生活必需品の早期販売再開ができるように準備を整える。

なお、災害によって道の駅が被災することを確認した場合、道の駅 BCP を発動せず、道の駅からの迅速な避難を目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

##### 【道の駅「るもい」被災時における基本方針】

- 大規模災害発生時、当道の駅が被災する恐れがあると確認された場合、従業員や来訪者を別の避難所に速やかに誘導できるように準備を整える。

## 2 運用体制

### 2-1 災害時の運営管理体制

災害時での、道の駅「るもい」におけるBCPの運用は下記の体制を構築する。

「道の駅」管理運営者であるNPO法人留萌観光協会及び設置者である留萌市を中心とした運営管理体制とし、災害発生時の初動対応を行う。そのほか道路管理者である国土交通省北海道開発局留萌開発建設部、北海道留萌振興局、関係機関(消防・警察・病院、社会インフラ機関、取引会社等)で体制を構築して運用する。(連絡先一覧は、様式-6に記載する。)

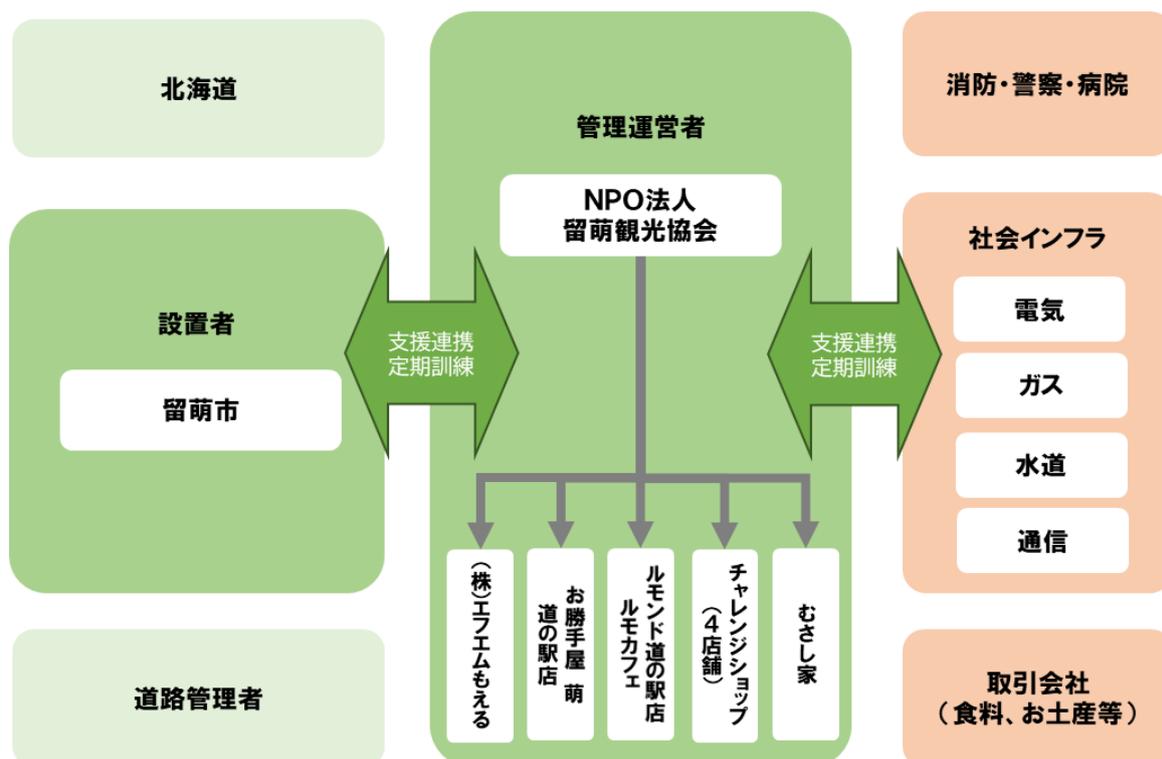


図 1 災害時の運営管理体制

表 2 道の駅 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
「道の駅」 管理運営者	発災時に、早急に留萌市と連絡を取りながら、災害時の初動対応を行う。本計画における行動計画に基づき、重要業務を遂行する。
「道の駅」設置者 道路管理者	「道の駅」管理運営者と行動連携が図れるように、「道の駅」設置者である留萌市は、全体の指揮を執り、作成された行動計画に基づき重要業務の指示、遂行する。 あわせて、情報伝達や資機材の運用が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
消防・警察・病院	「道の駅」管理運営者と支援連携が図れるよう、消防訓練や駐車場を救援物資中継拠点にするための想定訓練などを定期的に行う。 あわせて、情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
電気・ガス・水道・通信 等のインフラ組織	情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
取引会社	情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行うほか、発災時の商品確保に関して複数の調達先を確保する。

## 【道の駅「るもい」指定管理者業務仕様書における災害時、緊急時の対応に関すること】

## 災害時、緊急時の対応に関すること

- 指定管理者は、自然災害、人為災害及び事故等の緊急事態には統括責任者を筆頭に敏速に適切な措置を講じた上で、関係機関に通報し、市に対して報告すること。
- 指定管理者は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

## 2-2 災害時の連絡フロー

災害時には、下記の連絡フローに従って、関係者間の円滑な情報伝達を図る。関係者連絡先一覧は、別途資料様式-6に記載する。

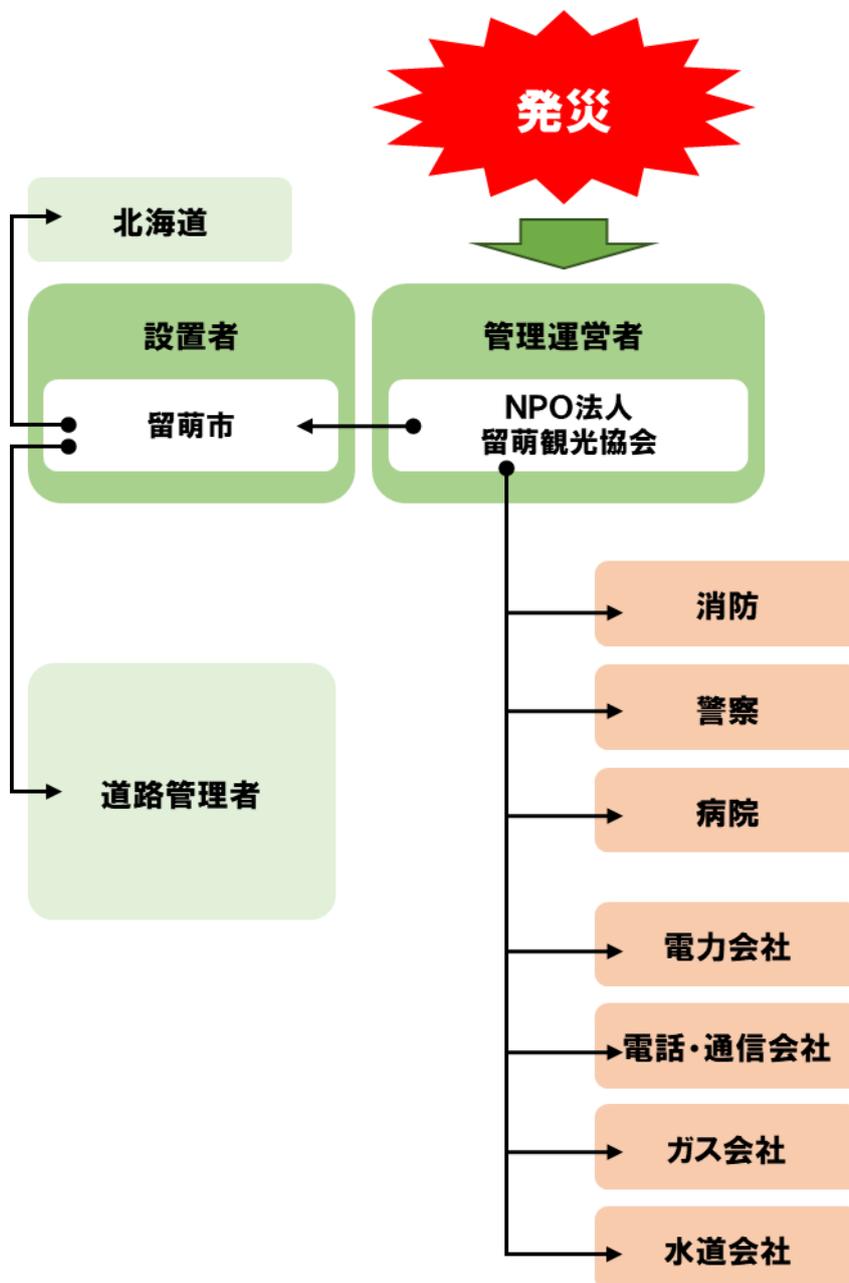


図 2 災害時の連絡フロー

## 2-3 道の駅内における指揮系統

災害発生時、道の駅内では重要業務の行動計画を実施する上で、部門を跨いだ優先順位等の合意形成が必要となる場合があることから、道の駅運営者内で統括を図る指示系統を明確にする必要がある。

道の駅設置者である留萌市については、災害発生時、地域防災計画に基づいて留萌市災害対策本部が設置され、留萌市経済観光課を通じて道の駅「るもい」の災害対応に関する指示・報告を行う。道の駅「るもい」については、道の駅管理運営者であるNPO法人留萌観光協会が現場統括となり、災害対策本部と連携を取りながら、勤務スタッフと道の駅内における災害対応を行う。

ただし、災害発生により、人的被害状況の確認や救助活動等の早急な対応が求められる場合においては、災害対策本部の設置を待たず、現場統括である道の駅管理運営者がBCPを発動出来るものとする。

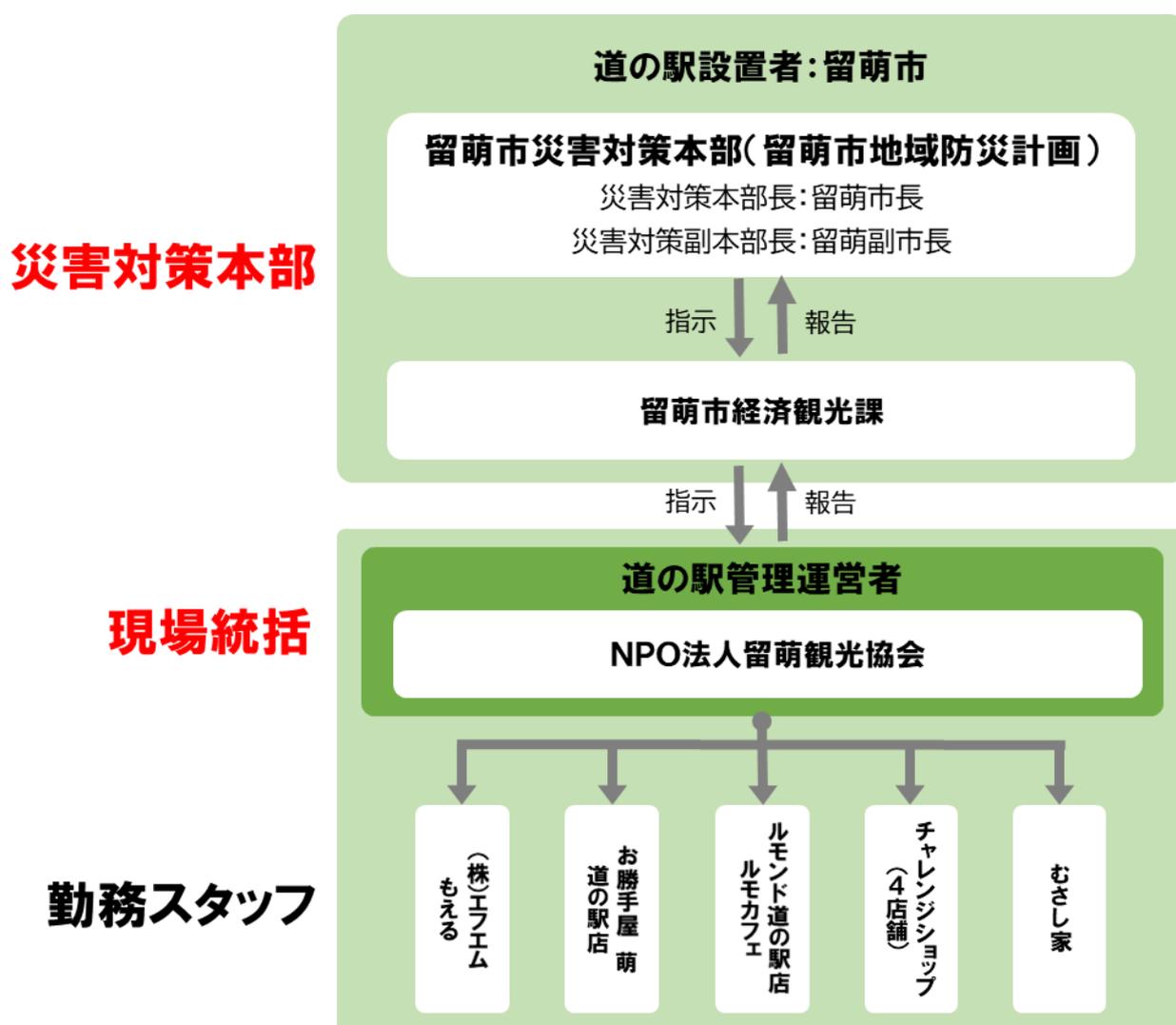


図 3 道の駅内における指揮系統

## 2-4 災害協定一覧

道の駅「るもい」に関する災害協定等の締結状況を以下に示す。

表 3 道の駅「るもい」に関する災害協定の締結状況

区分	協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
物資等供給	平成8年1月17日	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定書	生活協同組合市民生協コープさっぽろ	災害時における応急生活物資の供給
物資等供給	平成8年1月17日	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定書	株式会社中央スーパー	災害時における応急生活物資の供給
情報・広報	平成10年6月30日 平成20年8月13日 平成22年7月13日改 平成26年3月10日改	災害発生時における留萌市と留萌市内郵便局の協力に関する協定書	留萌市内郵便局	災害時における広報活動や車両提供
情報・広報	平成17年6月1日	災害緊急事態等における非常放送に関する協定書	株式会社エフエムもえる	災害時における非常放送の要請
建築土木	平成18年5月1日	災害時における上下水道の応援活動及び復旧工事に関する協定	留萌管工事業協同組合	災害時における上下水道の応援復旧作業
建築土木	平成18年5月1日	災害時における応急対策業務に関する相互協定	留萌市建設業協会	災害時における人命救助、水防活動、交通障害物撤去、必要物資等の運搬供給または貸与
建築土木	平成20年4月11日 平成26年4月1日改	災害時における応急対策業務に関する相互協定	道北電気工業協同組合 道北電気工業協同組合留萌支部	公共施設等の電気設備に係る機能の確保及び回復等の早期復旧
燃料供給	平成20年9月3日	災害時における燃料等の供給の協力に関する協定	留萌地方石油業協同組合	車両への燃料供給、庁舎・施設・非常電源等への燃料供給
行政機関	平成22年5月28日	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	土木施設等の被害状況の把握、二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬・災害箇所監視・進入路の確保等)
建築土木	平成22年7月6日	災害等の発生時における留萌市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	被災したLPガスの応急処置及び復旧工事、LPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事、簡易コンロ等の手配、設備の撤去等の安全対策
物資等供給	平成23年8月4日 令和4年6月2日改	災害時における機器の調達に関する協定書	北海道建設機械リース業協会 留萌支部 一般社団法人日本建設機械レンタル協会北海道支部 留萌地区部会	仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等の調達運搬
物資等供給	平成24年5月31日	災害時における飲料の提供等に関する協定書	サントリーフーズ株式会社(東京都港区)	緊急時飲料提供自販機内在庫飲料の無償提供、災害時備蓄用飲料水2ℓ180本の無償提供
行政機関	平成25年4月8日	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	旭川市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市	災害時における道北市長会構成市相互の応援
行政機関	平成25年10月18日	大規模災害時における連携に関する協定書	陸上自衛隊第2師団第26普通科連隊	災害時における人命救助等
建築土木	平成25年11月5日	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会	災害時における公共施設の電力復旧
行政機関	平成26年3月28日	災害時における応援に関する協定	北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会	避難施設運営補助、ボランティア
輸送	平成27年3月24日	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	一般社団法人旭川地区トラック協会 旭川地区トラック協会留萌支部	災害時における物資の緊急・救援輸送
行政機関	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会	災害基本法に基づく同及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めている。
行政機関	平成29年2月6日	留萌管内8市町村災害時相互応援協定書	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	食料飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び輸送、車両等の提供及び輸送、被災者の救出・医療・防疫並びに応援復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供又は輸送、職員の派遣、被災者受入れ及び施設・住宅等の提供、ボランティア活動支援、行政事務支援
その他	令和3年1月21日	地域防災力向上に関する連携協定書	損害保険ジャパン株式会社 北北海道支店	市民及び企業等の防災意識の啓発や防災知識の普及に関することや防災セミナーや防災訓練、その他の地域防災イベントへの参加に関することなど
物資等供給	令和3年7月9日	災害時における支援協力に関する協定書	イオン北海道株式会社	災害時における応急生活物資の供給 災害時における駐車場の一時避難場所としての提供
建築土木	令和3年12月1日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	災害発生時における停電、被害に関する情報の共有や、停電復旧作業の支障となる物件の撤去作業の協力

表 4 「道の駅「るもい」」に関する災害協定の締結状況

区分	協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
情報・広報	令和2年6月4日	「道の駅SPOT」の設置等に関する協定書	北海道開発局 留萌開発建設部	道路利用者に対する的確な道路情報提供を目的とした「道の駅SPOT」の設置・運用に関する協定
情報・広報	令和2年7月2日	「道路情報提供モニター」の設置等に関する協定書	北海道開発局 留萌開発建設部	道路利用者の有益な情報の容易な入手を目的とした「道路情報提供モニター」の設置・運用に関する協定
行政機関	令和2年7月2日 令和5年1月6日改	災害時における道の駅「るもい」の防災拠点化に関する協定書	北海道開発局 留萌開発建設部	災害時において道の駅「るもい」を防災拠点として利用することに関する協定
物資等供給	令和2年7月10日	「道の駅」における協働事業に関する細目協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 北海道開発局 留萌開発建設部	メッセージ付自動販売機を活用した道路情報提供や商品の無償提供に関する協定
建築土木	令和3年4月1日	道の駅「るもい」における防災設備に関する協定書	北海道開発局 留萌開発建設部	道の駅「るもい」の防災設備における維持管理・設置、運用等に関する協定
行政機関	令和3年8月6日	道の駅「るもい」における維持管理協定書	北海道開発局 留萌開発建設部	道の駅「るもい」における駐車場施設の維持管理の方法等に関する協定

### 3 基本的な考え方

#### 3-1 大規模災害時の重要業務

##### 3-1-1 重要業務の抽出

大規模災害発生時の道の駅「るもい」における重要業務を、以下のとおり規定する。①道の駅 BCP 発動の判断により、道の駅が被災しないと判断された場合、道の駅 BCP を発動し、②～⑦の重要業務を実施する。

- ① 道の駅 BCP 発動の判断
- ② 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動
- ③ 雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導、受入れ、災害用備蓄の搬出・配布
- ④ 利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑤ 緊急活動スペースの確保
- ⑥ 食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑦ 感染症の予防や拡大防止対策

重要業務の内容一覧について、下記に示す。

表 5 道の駅「るもい」の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
①道の駅 BCP 発動の判断	1-1.道の駅 BCP 発動の判断	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。
②安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	2-1.来訪者・従業員の安否確認	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認。
	2-2.負傷者の救助・救援	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施。 救急を要する場合、速やかに救急救援を要請。
	2-3.建物・設備の被災状況の確認	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検。
	2-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	迅速な初期消火により延焼を防止、119 番通報。
	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧。
	2-6.非常用発電機の起動	待避場所を維持するための電源確保。
③雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	3-1.待避場所の開設準備	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設を準備。
	3-2.待避場所への誘導	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導。
	3-3.災害用備蓄の搬出・避難者への配布	来訪者への食料、飲料水等の配布(バンダー自販機の活用)。
④利用者や関係機関等への情報発信・共有	4-1.情報収集	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放。
	4-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報発信・共有。
	4-3.関係各所への情報発信・共有	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請。
⑤緊急活動スペースの確保	5-1.緊急活動スペースの確保	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペースを点検・確保。なお、災害用活動車両の駐車スペースとして、留萌開発建設部が防災拠点自動車駐車場を開設する場合は、積極的に協力をを行う。
⑥食料品・生活必需品の早期販売再開	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築。
	6-2.建物・設備の修理手配	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡。 留萌開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡。
⑦感染症の予防や拡大防止対策	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底。 感染疑い者*発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。

## 3-1-2 避難行動計画

①道の駅 BCP 発動の判断により、道の駅が被災すると判断された場合、道の駅 BCP は発動せずに、以下の避難行動計画を実施する。

表 6 道の駅「るもい」の避難行動計画

避難行動計画	避難行動計画の概要	基本的な考え方
道の駅からの避難行動計画	道の駅被災時における他の避難所への誘導	道の駅をくまなく点検し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認。他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導。

## 3-2 必要資源の現状把握

大規模災害発生時の重要業務に関わる道の駅るもいの現状は、以下のとおりである。

## 3-2-1 参集可能人員

災害発生時の各時間帯における参集可能人員について下記に示す。

## (1) 営業時間(9:00~17:00)

表 7 参集可能人員 (営業時間)

担当	勤務エリア	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅るもい 災害対策本部 (留萌市)	留萌市役所 (経済観光課)	0	4	4	4	4
NPO 法人 留萌観光協会	道の駅るもい管理棟	2	2	2	2	2
	ちゃいるも	2	2	2	2	2
(株)エフエムもえる	道の駅るもい管理棟 コンシェルジュデスク /道の駅るもい屋外	2	0	0	0	0
お勝手屋 萌 道の駅店	ちゃいるも	2	0	0	0	0
ルモンド道の駅店 ルモカフェ	ちゃいるも	1	0	0	0	0
チャレンジショップ (4店舗)	道の駅るもい屋外 (4月下旬~10月)	4	0	0	0	0
むさし家	道の駅るもい管理棟	2	0	0	0	0
合計		15	8	8	8	8

## (2)営業時間外(17:00～9:00)

表 8 参集可能人員（営業時間外）

担当	勤務エリア	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅るもい 災害対策本部 (留萌市)	留萌市役所 (経済観光課)	0	4	4	4	4
NPO 法人 留萌観光協会	道の駅るもい管理棟	2	2	2	2	2
	ちやいるも	0	0	0	0	0
(株)エフエムもえる	道の駅るもい管理棟 コンシェルジュデスク /道の駅るもい屋外	0	0	0	0	0
お勝手屋 萌 道の駅店	ちやいるも	0	0	0	0	0
ルモンド道の駅店 ルモカフェ	ちやいるも	0	0	0	0	0
チャレンジショップ (4店舗)	道の駅るもい屋外 (4月下旬～10月)	0	0	0	0	0
むさし家	道の駅るもい管理棟	0	0	0	0	0
合計		2	6	6	6	6

## 3-2-2 ライフライン

道の駅「るもい」におけるライフラインの現状について下記に示す。

表 9 ライフライン一覧

ライフライン	耐震化	バックアップ	備蓄量	備蓄箇所	備考
電力	○	発電機	1台	防災倉庫内	GE-2800 SS-IV2
	○	発電機	1台	防災倉庫内	YDG300VS
	○	ポータブル蓄電システム(移動可能型)	1セット	防災倉庫内	EMERGY3000
	○	太陽電池パネル 400W セット	1セット	防災倉庫内	EMERGY3000 用
	○	ポータブル電源	3台	ちやいるも	PDG-500
通信	○	衛星携帯電話	1台	道の駅管理等 事務室内	ワイドスター II

## 3-2-3 災害時備蓄一覧

道の駅「るもい」における災害時の備蓄資材の現状について下記に示す。

表 10 災害時備蓄一覧

保管No.	品名	規格	単位	数量	保管場所	備考
1	災害用トイレ用テント(一般用)	パーソナルテント イーストアイパーソナルテントMタイプ	個	4	防災倉庫	
2	災害用トイレ用テント(身障用)	パーソナルテント(大型) イーストアイパーソナルテントLタイプ	個	1	防災倉庫	
3	災害用簡易トイレ	現場トイレセット R-100 100回分1セット	セット	30	防災倉庫	
4	災害用トイレ	トイレ処理セット T-100 100回分1セット	セット	30	防災倉庫	
5	災害用トイレ	トイレトーパー 4個入り	セット	50	防災倉庫	
6	携帯用タンク	20L・軽油用・ガソリン用	個	10	防災倉庫	
7	携帯用タンク	ポリタンク 20L・生活水用	個	10	防災倉庫	
8	掲示板	ホワイトボード プラス PWT1809DSJT	台	1	防災倉庫	
9	掲示板	コルクボード アスカ CB342 W1800×H900	枚	1	防災倉庫	
10	掲示板	防災伝言シート 600×800×25シート	セット	10	防災倉庫	
11	ジェットヒーター	熱交換式温風機 HS290-L	台	1	防災倉庫	
12	ジェットヒーター用タンク	オイルタンク ホクエイ IT-25K 容量23l	個	1	防災倉庫	
13	ジェットヒーター用ホース	給油ホース HS290-L用 φ14×φ6.3 L=2m	本	1	防災倉庫	
14	ジェットヒーター用ダクト止め金具	ダクト止め金具 HS290-L用	個	1	防災倉庫	
15	ジェットヒーター用ダクト	耐熱ダクト HS290-L用	個	1	防災倉庫	
16	ジェットヒーター用ダクト	ポリダクト HS290-L用 折幅0.7m(φ380)×50m 穴あり(ピッチ1m)	個	1	防災倉庫	
17	ジェットヒーター用ホースバンド	給油ホース用 HS290-L用	個	2	防災倉庫	
18	ジェットヒーター用排気筒セット	HS290-L用	組	1	防災倉庫	
19	水中ポンプ	水中ポンプ ツルミKTZ43.7 φ100 3.7KW 3相 200V	台	1	防災倉庫	
20	水中ポンプ用ホース	サニーホース φ100×50m	本	1	防災倉庫	
21	水中ポンプ用ホースバンド	サニーホース φ100	個	1	防災倉庫	
22	発電機	ガソリンエンジン発電機 デンヨーGE-2800 SS-IV2 2.8KVA インバータ タイヤ付	台	1	防災倉庫	
23	ポータブル蓄電システム(移設可能型)	EMERGY3000 1,500VA/1,200W	組	1	防災倉庫	
24	太陽電池パネル400Wセット	EMERGY3000用 400W(100W/枚×4枚) 72V(18V/直列×4直列)	組	1	防災倉庫	
25	投光器	メタハラ4灯式投光器 ライトボーイ LB430F-1 400W×4灯	台	1	防災倉庫	
26	発電機	投光器用発電機 YDG300VS	台	1	防災倉庫	
27	大型土のう	耐候性大型土のう 2.0t用 1年対応品	袋	10	防災倉庫	
28	土のう	吸水性土のう アクアボーイ LH-1 10l	袋	50	防災倉庫	
29	土のう	土のう スーパー土のう 48×62cm	袋	200	防災倉庫	
30	ワイドライト	150W×メタルハライドワイドライト ハタヤ MLB-150KH 100V	基	1	防災倉庫	
31	スタンド	ハイブライスタンド ハタヤ CBX-3N	基	1	防災倉庫	
32	カラーコーン	カラーコーン 伸縮式三角コーン 62cm	個	30	防災倉庫	
33	ウェイト	コーンウエイト コーンウエイト 62cmタイプ	個	30	防災倉庫	
34	ハンディライト	手回し充電 多機能LEDライト 日動工業 自家発電LEDライト LEH-05W-PG	個	4	防災倉庫	
35	スロープ	段差解消ゴムスロープ のりいれ隊145×330×600mm	枚	3	防災倉庫	
36	脚立	はしご兼用脚立 ピカ MCX-150	台	2	防災倉庫	
37	ツールセット	ツールバッグセット TONE TSA3170	個	1	防災倉庫	
38	ドラム	コードリール ハタヤ レインボーリール GE-30 標準型 30m	個	1	防災倉庫	

## 4 危険事象・被害状況の想定

### 4-1 想定される危険事象

本計画においては、次のような災害を想定している。重要業務については、雪害や地震、津波等を想定して行動計画の設定を行う。

表 11 想定する災害と災害別の道の駅・職員及び来訪者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		来訪者被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
雪害	停電、断水等	被害なし	沿道の通行止め
越波	被害なし	被害なし	沿道の通行止め
地震	施設落下、倒壊、停電、断水等	負傷者の発生	負傷者の発生
津波	倒壊、施設への津波浸水等	負傷者の発生	負傷者の発生
洪水	停電、断水、施設への浸水等	負傷者の発生	負傷者の発生

### 4-2 危険事象における被害想定

#### (1) 雪害・越波等の想定

道の駅るもいに隣接する幹線道路である国道232号は過去20年間に於いて、雪害(吹雪、雪崩、積雪)により74回、越波により15回通行止めとなっている。このことから、国道232号が通行止めとなった際に、一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等に対する一時避難場所としての活用が求められている。

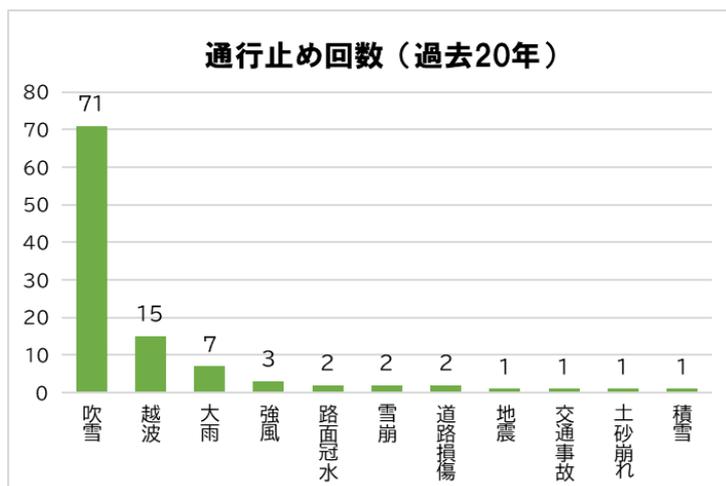
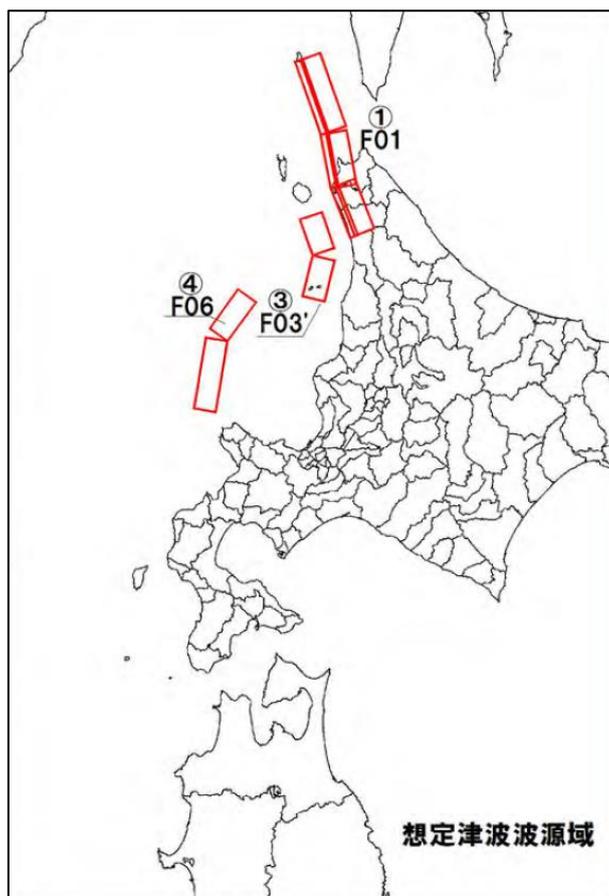


図 4 国道232号の災害要因別通行止め回数（過去20年）

## (2)地震・津波の想定

留萌管内では、過去50年間において、震度4を超える地震は5回しか観測されていないが、過去140年間に遡ると、M6を超える地震は4回発生しており、地震活動は比較的高く、留萌地域に被害を及ぼす可能性は決して低くない。

北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会では、「日本海沿岸の津波浸水想定の見直し 報告書」(2017年2月9日)が公表され、留萌市に津波の影響がある地震として、図3の「F01」、「F03」、「F06」の3つの地震が示された。



出典：日本海沿岸の津波浸水想定の見直し報告書(平成29年2月 北海道防災会議)

図 5 留萌市に影響する津波断層モデル

これらの地震により引き起こされる津波の想定浸水深と浸水開始時間について、図5に示す。

「F01」断層モデルの地震による津波では、道の駅るもいは1m～3mの津波浸水想定区域に含まれ、地震発生時から約120分後に道の駅への津波浸水が開始すると想定される。

「F03」断層モデルの地震による津波では、道の駅るもいは津波浸水想定区域には含まれず、津波によって被災する想定はない。

「F06」断層モデルの地震による津波では、道の駅るもいは1m～3mの津波浸水想定区域に含まれ、地震発生時から約40～60分後に道の駅への津波浸水が開始すると想定される。

津波断層モデル		津波想定浸水深	津波浸水開始時間
<b>F01断層モデル</b>			
津波想定浸水深	1m～3m		
津波浸水開始時間	120分～		
判定	被災想定あり		
<b>F03断層モデル</b>			
津波想定浸水深	—		
津波浸水開始時間	—		
判定	被災想定なし		
<b>F06断層モデル</b>			
津波想定浸水深	1m～3m		
津波浸水開始時間	40～60分		
判定	被災想定あり		

図 6 断層モデル別の道の駅るもいへの津波の影響

## (3)洪水の想定

留萌市の市街地には留萌川が流れており、大規模降雨が発生した場合、洪水により留萌川が氾濫する恐れがある。道の駅るもいは計画規模の降雨により洪水浸水区域に含まれないが、想定最大規模の降雨が発生した場合は、0.5m～3.0mの洪水浸水区域に含まれると想定されている。

表 12 降雨の種別について

降雨	内容
計画規模の降雨	何年かに一度発生する大雨を表すもの。留萌川の場合は年超過確率1/100(毎年、定めた計画の規模を1年間に超える洪水が発生する確率が1/100(1%))の降雨によりシミュレーションされた洪水浸水区域が設定。
想定最大規模の降雨	想定しうる中で最大規模の降雨。一般的には1,000年に1度以下の確率で起きる大雨として設定しているところが多い。留萌川においても、計画規模の降雨よりも想定最大規模の方が洪水浸水想定区域の範囲が広がる。



図 7 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域

## (4)道の駅るもいの被災想定

「F01」、「F06」断層モデルの地震による津波や想定最大規模の降雨による洪水によって道の駅るもいは被災すると想定される。このため、道の駅るもいが被災する場合と被災しない場合の重要業務の設定が必要となる。

表 13 道の駅るもいの災害別被災想定

	被災想定なし	被災想定あり
雪害・越波	—	—
地震・津波	・「F03」断層モデル地震・津波 ・右記以外の地震・津波	・「F01」断層モデル地震・津波 ・「F06」断層モデル地震・津波
洪水	・計画規模の降雨による洪水 ・右記以外の降雨による洪水	・想定最大規模の降雨による洪水

## 4-3 ライフライン・インフラ等の被害想定

ライフライン、インフラ等が中断される想定期間を下記に示す。

表 14 ライフライン・インフラ等中断の想定期間

電力	水道	ガス	通信
3日間	3日間	3日間	3日間

## 5 重要業務の行動計画

### 5-1 重要業務の実施フロー

重要業務の実施フローを、以下に示す。災害が発生し、重要業務①.道の駅BCP発動の判断より、道の駅が被災しないと判断された場合は、道の駅 BCP を発動し、道の駅るもい災害対策本部を立上げ、重要業務②～⑦を実施する。道の駅が被災すると判断された場合は、道の駅 BCP は発動させず、道の駅からの避難行動計画を実施し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認後、他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導する。

なお、「来訪者・従業員の安否確認」や「負傷者の救助・救護」、「消火活動」など、災害発生直後の早急な対応が求められる重要業務については、災害対策本部の立上げを待たず、現場統括の判断により、BCPを発動できるものとする。



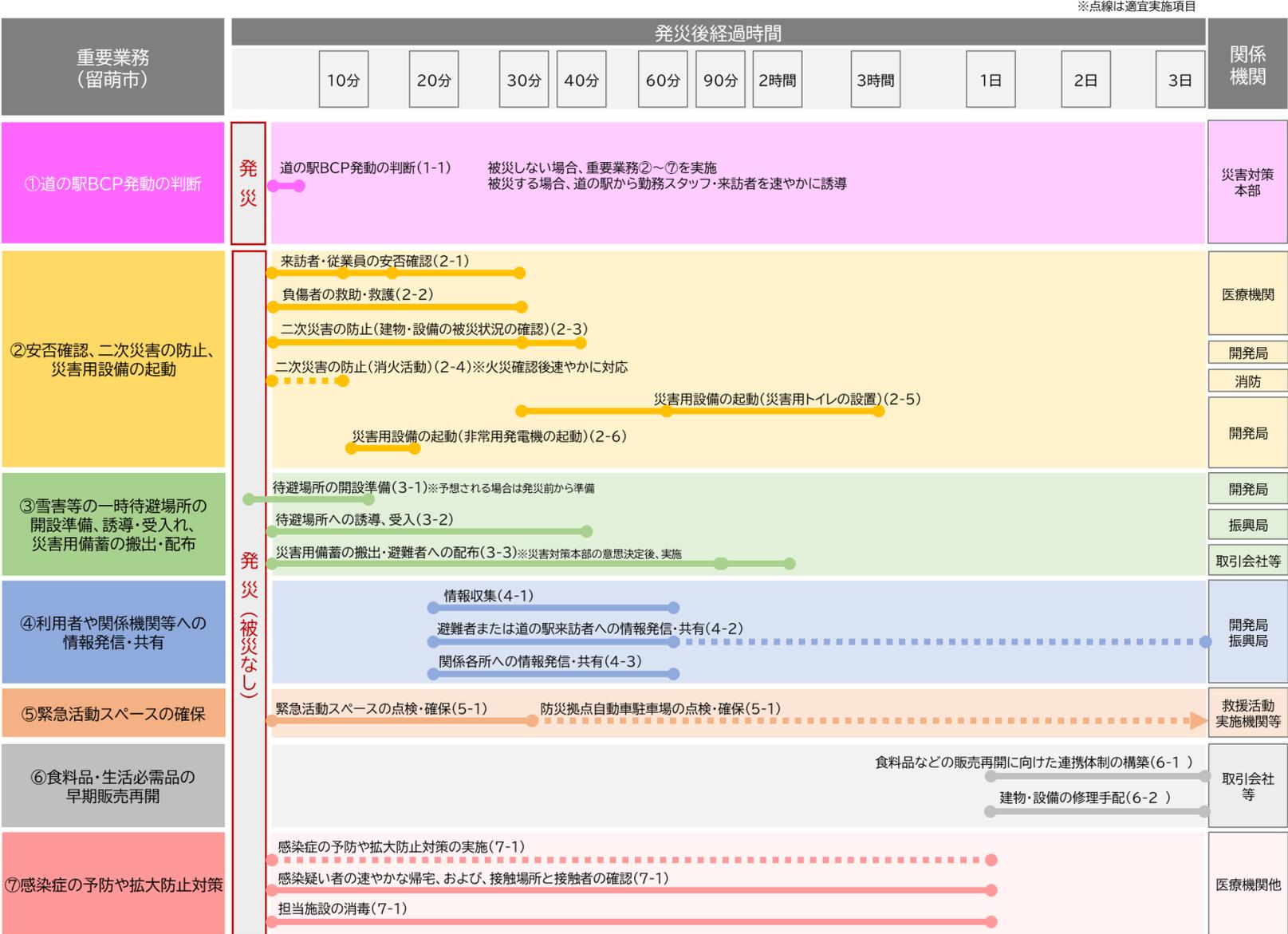
図 8 重要業務・避難行動計画の実施フロー

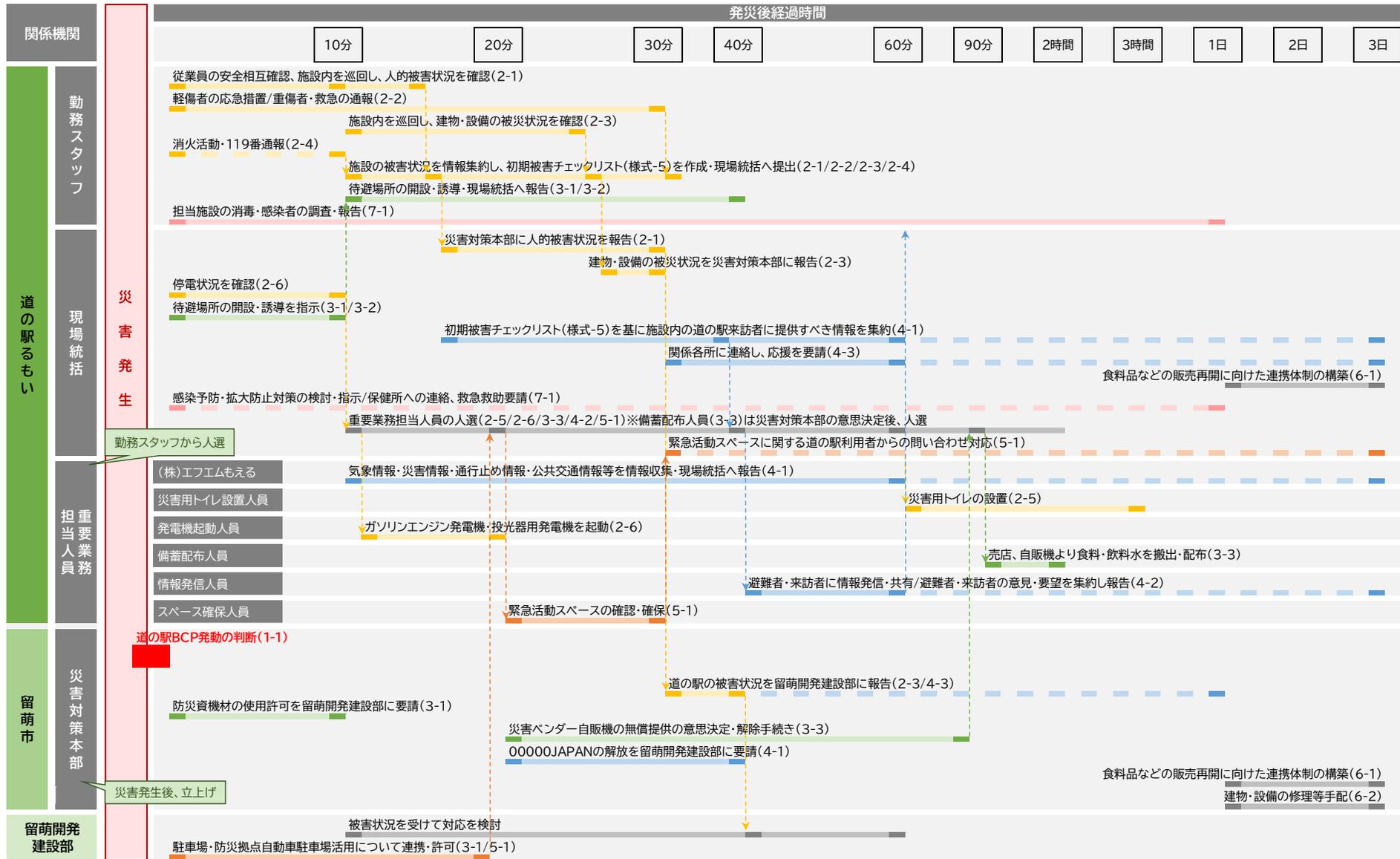
※道の駅が被災し避難行動が実行された後も、安全が担保された段階で地域の復旧・復興等に必要な緊急活動スペースとしての機能・役割を發揮させる。

## 5-2 重要業務のタイムライン

重要業務のタイムラインを次頁以降に示す。

本タイムラインに沿って、発災時に重要業務を迅速・円滑に遂行できるように、平常時に定期的な防災訓練、防災資機材のメンテナンス、夏期冬期における倉庫内の資機材の入れ替え等を行う(6章に詳述)。





### 5-3 重要業務の行動計画

次ページ以降に重要業務ごとの行動計画を示す。発災時には行動計画を確認し、適宜チェックリストなどの巻末資料を活用しながら業務に当たる。次ページ以降に災害発生時における重要業務の行動計画について示す。

## 5-3-1 道の駅 BCP 発動の判断

発災直後、災害対策本部は、地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。被災しないことを確認した上で、道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。被災すると判断した場合は、直ちに道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。

現場統括と勤務スタッフは、災害対策本部からの指示を受け、当道の駅が被災しないと判断された場合は、重要業務 2-1～7-1 を実施し、被災すると判断された場合は、道の駅からの避難行動計画を実施する。

表 15 道の駅 BCP 発動の判断における行動計画

業務名	1-1.道の駅 BCP 発動の判断	
業務の概要	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
目標時間	発災後、 <b>速やかに</b> 道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括・勤務スタッフ
実施内容	<b>【災害対策本部】</b> ①発災後、 <b>速やかに</b> 気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。 (被災しない場合) ②-1 道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。 (被災する場合) ②-2道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。	
	<b>【現場統括・勤務スタッフ】</b> (被災しない場合) ①-1 災害対策本部からの指示を受け、重要業務 2-1～7-1 を実施する。 (被災する場合) ①-2 災害対策本部からの指示を受け、道の駅からの避難行動計画を実施する。	
場所	—	—
関連様式	・災害時の連絡先一覧(様式-6)	
課題	・災害時における災害対策本部と現場統括との連絡手段	
訓練項目	・災害対策本部と現場統括との情報伝達訓練	

## 5-3-2 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

## (1) 来訪者・従業員の安否確認

災害発生後、営業時間内の場合は勤務スタッフが安全確認を実施し、夜間等営業時間外の場合は、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて安否確認を行う。

勤務スタッフは、相互に安否確認を行い、施設内を巡回し、来訪者の安全等、人的被害状況を確認する。その後、人的被害状況を「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を衛星携帯電話や無線機等を活用して報告する。

また、避難者の受入れ態勢の確保に向けた必要な人員を調整するため、来訪者・従業員の安否確認終了後、速やかに非出勤者の安否を確認する。

表 16 来訪者・従業員の安否確認における行動計画

業務名	2-1.来訪者・従業員の安否確認	
業務の概要	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認。	
目標時間	発災後、速やかに開始し、 ①安全確認を発災後 <b>10分以内</b> に実施、 <b>15分以内</b> に現場統括へ報告。 ②現場統括が関係各所への連絡を発災後 <b>30分以内</b> に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【勤務スタッフ】</b> ①発災直後、勤務スタッフ間で安全の相互確認を行う。 ②勤務スタッフは、施設内の巡回し、 <b>10分以内</b> に安全確認を行う。 「誰かいませんか？」等の声掛けを行うとともに、勤務スタッフが施設内の避難・負傷者状況の把握を行う。 ③ <b>発災後 15分以内</b> に、施設内の人的被害状況を、初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。	
	<b>【現場統括】</b> ① <b>発災後 30分以内</b> に初期被害チェックリスト(様式-5)の人的被害状況に関する情報を重要業務2-2の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体(管理棟・ちやいるも・駐車場・船場公園等) (様式-2を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
	衛星携帯電話 配置箇所	管理棟の事務室
関連様式	・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	—	
訓練項目	・衛星携帯電話の定期的な使用方法の確認	

## (2)負傷者の救助・救護

勤務スタッフは、来訪者・従業員の安否確認を行った際に、負傷者を発見した場合は症状に応じて速やかに対応する。軽症者を発見した場合は速やかに応急処置を実施する。中傷者や重傷者の場合は、救急に通報するとともに、負傷者を安全な場所に移動させる。負傷者の移動で人員が不足の場合は、勤務スタッフ・現場統括の応援要請や来訪者の協力を仰ぐこととする。上記等の処置結果は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記録し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を衛星携帯電話や無線機等を活用して報告する。

表 17 負傷者の救助・救護における行動計画

業務名	2-2.負傷者の救助・救護	
業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施。救急を要する場合、速やかに救急救援を要請。	
目標時間	負傷者発見後、速やかに開始し、 <b>30分以内に完了</b> 。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【勤務スタッフ】</b> ①発災直後、中傷者・重傷者を発見した際、搬送が可能な場合、救護所に搬送し、救急に通報する。 ②軽症者を発見した際、救護所に誘導し、応急措置を行う。 ③ <b>発災後30分以内</b> に勤務スタッフは、処置結果を初期被害チェックリスト(様式-5)に記録し、現場統括へ提出する。	
	<b>【現場統括】</b> ①初期被害チェックリスト(様式-5)の人的被害状況に関する情報を重要業務2-1の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。	
場所	医療器具配置箇所	・AED(2台):ちやいるも、管理棟のコンシェルジュデスク ・簡易救急セット:管理棟の事務室 ・担架:管理棟の事務室
	救護所	状況に応じて救護スペースの確保 (屋内が安全の場合は優先的に屋内とする)
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	・救護所設置 ・救護所備品の管理	

## (3)二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)

勤務スタッフは、安全を確保しながら道の駅全体を巡回し、建物・施設の被災状況を目視で確認する。建物・設備の被災状況等については、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。施設内における避難場所、救護所の開設可否についても、同様に報告する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ建物・設備の被害状況を衛星携帯電話や無線機等を活用して報告する。

表 18 建物・設備の被災状況の確認における行動計画

業務名	2-3.建物・設備の被災状況の確認		
業務の概要	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検。		
目標時間	人的被害確認、救急救命対応を優先して実施し、 ① <b>発災後 30 分以内</b> に施設や設備の被災状況を災害対策本部に報告する。 ② <b>発災後 40 分以内</b> に留萌開発建設部へ報告を行う。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【勤務スタッフ】</b> ①「来訪者・従業員の安否確認」の施設内巡回時に、安全を確保しながら、施設や設備、駐車場の被災状況についても目視で確認する。 ※状況に応じて施設内の被災箇所・危険箇所はカラーコーン等で立ち入り制限を明示する。 ②建物・設備の被災状況を初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。		
	<b>【現場統括】</b> ① <b>発災後 30 分以内</b> に初期被害チェックリスト(様式-5)の建物・設備の被害状況に関する情報を災害対策本部へ報告する。		
	<b>【災害対策本部】</b> ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況について、 <b>発災後 40 分以内</b> に留萌開発建設部に報告する。		
場所	勤務スタッフ 被災状況確認エリア	道の駅全体(管理棟・ちゃいるも・駐車場・船場公園等) (様式-2 を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)	
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6)		
課題	—		
訓練項目	・災害対策本部や留萌開発建設部との連携、連絡方法を確認		

## (4)二次災害の防止(消火活動)(施設内で火災が発生した場合のみ)

勤務スタッフは、各種設備の被災状況確認時に火災が発見された場合は、直ちに火災箇所から来訪者の避難を指示し、119番へ通報する。消防の到着までの間、状況に応じて消火器による初期消火活動を実施する。消火活動の結果などの状況については、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。

表 19 二次災害の防止(消火活動)における行動計画

業務名	2-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	
業務の概要	迅速な初期消火により延焼を防止、119番通報。	
目標時間	火災発見後、 <u>速やかに開始</u> する。	
責任者 実施体制	勤務スタッフ	
実施内容	<b>【勤務スタッフ】</b> ①来訪者に火災箇所から安全な場所への避難を指示する。 ②速やかに119番通報を行い、可能な場合は消火器または消火栓を用いて初期消火を実施する。 ③火災発生状況、消火活動結果について、初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。	
場所	避難場所	船場公園、ふれあい広場、駐車場
	消火器配置箇所	管理棟、ちゃいるも各所
関連様式	・避難誘導経路図(様式-3) ・消火機材設置箇所図(様式-4) ・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	—	
訓練項目	・消火器の使用方法	

## (5)災害用設備の起動(災害用トイレの設置)

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、災害用トイレ設置人員を選任し、トイレ使用環境の復旧を指示する。

災害用トイレ設置人員は、現場統括の指示の下、既存トイレの活用可否について確認する。施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合は、断水時に既存のトイレが活用できるように、バケツと水を用意し、利用者用のマニュアルを設置する。施設が倒壊等危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合は、屋外に災害用トイレを設置し、テント内に利用者用のマニュアルを取り付ける。その後、トイレトーパー等の備品、夜間使用時の災害用ライトなどの照明器具等の設置・補充を行う。

表 20 災害用設備の起動(災害用トイレの設置)における行動計画

業務名	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	
業務の概要	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧。	
目標時間	①発災後、 <b>60分以内</b> に災害用トイレ設置人員を選任。 ②発災後 <b>180分以内</b> にトイレ使用環境の復旧完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害用トイレ設置人員 (勤務スタッフから選任)
実施内容	【現場統括】 ①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、 <b>発災後60分以内</b> に災害用トイレ設置人員を選任し、災害用トイレの設置を指示する。	
	【災害用トイレ設置人員】 ①既存トイレの活用可否について確認する。 ②-1:施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合 <b>発災後180分以内</b> に、断水時に水が確保できる場合、既存のトイレが活用できるように、バケツを用意し、利用者用のマニュアルを設置する。 ②-2:施設が危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合 <b>発災後180分以内</b> に、屋外の安全が確認できる場所に災害用トイレを設置し、テント内に利用者用のマニュアルを取り付ける。 ③トイレトーパー等の備品や災害用ライト等の照明器具などを設置する。	
場所	災害用トイレ関連備品 格納場所	災害用トイレ・トイレ処理セット・排水用の水:防災倉庫 バケツ等:防災倉庫
	災害用トイレ設置箇所	施設外の安全が確認できる場所(駐車場、ふれあい広場等)
	排泄物一時堆積場所	管理棟、防災倉庫
関連様式	・災害用設備配置図(様式-7) ・防災資機材マニュアル一式(マニュアル-1) ・断水時の水洗トイレの使い方(マニュアル-2) ・災害用トイレの使い方(マニュアル-3)	
課題	—	
訓練項目	・災害用トイレの設営方法	

## (6)災害用設備の起動(非常用発電機起動)

現場統括は、道の駅の停電状況を確認し、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、発電機起動人員を人選する。

発電機起動人員は、現場統括の指示の下、防災倉庫にあるガソリンエンジン発電機と投光器用発電機(夜間の場合)を設置する。

表 21 災害用設備の起動(非常用発電機起動)における行動計画

業務名	2-6.非常用発電機の起動	
業務の概要	待避場所を維持するための電源確保。	
目標時間	ガソリンエンジン発電機・投光器用発電機の起動:停電確認後、 <b>20分以内</b> に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	発電機起動人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	<p><b>【現場統括】</b> ①道の駅の停電状況を確認し、現場統括及び勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて発電機起動人員を人選する。</p> <p><b>【発電機起動人員】</b> <b>【ガソリンエンジン発電機・投光器用発電機】の起動</b> ①<b>停電確認後 20 分以内</b>に防災倉庫に格納されているガソリンエンジン発電機・投光器用発電機を設置し、起動する。 ②投光器用発電機に投光器を設置し、屋外の照明を確保する。(夜間の場合(昼の場合は優先度を落として設置)) ③避難者のスマートフォンの充電などに活用できる旨を周知する。 ④停電状況とその後の対応状況を初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括へ提出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 1294 850 1608">  <p style="text-align: center;">投光器用発電機</p> </div> <div data-bbox="890 1294 1313 1608">  <p style="text-align: center;">ガソリンエンジン発電機</p> </div> </div>	
場所	投光器用・ガソリンエンジン 発電機格納場所	防災倉庫
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期被害チェックリスト(様式-5)</li> <li>・災害用設備配置図(様式-7)</li> <li>・防災資機材マニュアル一式(マニュアル-1)</li> <li>・防災資機材点検記録簿(マニュアル-4)</li> </ul>	
課題	・投光器用発電機、ガソリンエンジン発電機の定期的な動作点検、ガソリン点検	
訓練項目	・発電機の使用方法	

## 5-3-3 雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布

## (1)待避場所の開設準備

発災直後、現場統括は、勤務スタッフに施設内の安否確認等と併せて待避場所の開設を指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、発災直前もしくは直後に、重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況を鑑みて、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、待避場所を開設する。なお、建物が安全でないと判断される場合、留萌開発建設部と連携し、駐車場等に待避場所の開設を行う。

表 22 待避場所の開設準備における行動計画

業務名	3-1.待避場所の開設準備		
業務の概要	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設を準備。		
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、 <u>直ちに</u> 実施。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【災害対策本部】</b> ①発災直前もしくは直後に、災害対策本部は留萌開発建設部と連携し、対応を検討。 ②留萌開発建設部留萌開発事務所に防災資機材の使用許可を要請し、その旨について現場統括に連絡。		
	<b>【現場統括】</b> ①重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況から、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、屋内に待避場所開設を指示する。なお、建物が安全でないと判断される場合、留萌開発建設部と連携し、駐車場等に待避場所の開設を指示する。		
	<b>【勤務スタッフ】</b> ①-1:施設内が安全な場合 管理棟1Fの安全が確認できた場合は、待避場所として開設する。避難者が多数の場合は、管理棟2Fも同様に待避場所として開放する。 ①-2:施設内が安全でない場合 駐車場やふれあい広場、船場公園を待避場所として開設する。(防災倉庫からカラーコーン等を取り出して、待避場所を明示) ②現場統括に待避場所開設完了の報告を行う。		
場所	待避場所 開設箇所	災害の種類や施設の被害状況に応じて以下のスペースを確保。 ・施設外(駐車場、ふれあい広場、船場公園等) ・施設内(管理棟1Fを開設、避難者多数の場合は管理棟2Fも同様に開設。)	
	待避場所開設用 資機材格納場所	防災倉庫・管理棟の倉庫(冬期の雪害に備えて、防災倉庫と管理棟の倉庫で適宜資機材の入れ替えを行う)	
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・災害用設備配置図(様式-7)		
課題	—		
訓練項目	・待避場所の必要備品などの管理、活用		

## (2)待避場所への誘導

現場統括は、待避場所開設の指示と併せて、待避場所の誘導の指示を勤務スタッフに行う。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、道の駅全体を巡回し、目視により残存者の確認を行い、残存者を発見した場合は、待避場所へ誘導する。その後、現場統括へ待避場所への誘導完了の報告を行う。来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて車両規制を行う。

表 23 待避場所への誘導における行動計画

業務名	3-2.待避場所への誘導	
業務の概要	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導。	
目標時間	重要業務3-1が完了後、直ちに誘導(目標時間:発災後40分以内に誘導完了)。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【現場統括】</b> ①待避場所開設の指示と併せて、待避場所の誘導を勤務スタッフに指示する。 ②周辺の避難所の運用状況を情報収集し、災害の規模に応じて、復旧が長引く場合は来訪者を近隣の指定避難所に誘導するように勤務スタッフに指示する。	
	<b>【勤務スタッフ】</b> ①施設内を巡回し、目視により残存者の確認を行い、「〇〇(待避場所開設場所)へ移動してください」と声をかけをしながら、来訪者に待避場所(駐車場等)への移動を周知する。 ②発災後40分以内に、待避場所への誘導を完了し、現場統括に報告する。 ③道の駅が停電している場合は、重要業務2-6で起動したガソリンエンジン発電機によるスマートフォン等の充電スペースを確保する。 (③':冬期の場合)防災倉庫より待避場所にジェットヒーターを運搬し、設置する。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体(管理棟・ちやいるも・駐車場・船場公園等) (様式-2を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
	待避場所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
	ジェットヒーター 配置場所	防災倉庫
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・避難誘導経路図(様式-3)	
課題	・他の避難所の情報収集及び連携 ・来訪者と車両との接触防止対策 ⇒来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて駐車場における車両規制を行う。	
訓練項目	・外国人来訪者への対応	



## (3)災害用備蓄の搬出・避難者への配布

災害対策本部は、重要業務2-1の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用バンダー（コカ・コーラ）の無償提供に関する意思決定及び解除手続きを行う。その後、現場統括に連絡を入れ、飲料水の搬出・配布を指示する。

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、備蓄配布人員を選り、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。

備蓄配布人員は、現場統括の指示の下、売店、自販機等から食料や飲料水を搬出し、台車などを使用して、開設した待避場所へ運搬し、道の駅への避難者全員に配布する。バンダー自販機には、待避場所で配布していることを張り紙等で案内する。災害用バンダーからの搬出後、現場統括に報告する。

現場統括は、搬出が完了したことを災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、現場統括からの報告を受けて、災害用バンダーの解除停止手続きを行う。

表 24 災害用備蓄の搬出、避難者への配布における行動計画

業務名	3-3.災害用備蓄の搬出、避難者への配布		
業務の概要	来訪者への食料、飲料水等の配布(バンダー自販機の活用)。		
目標時間	① 災害対策本部の意思決定後、 <b>90分以内</b> に備蓄配布人員を選り。 ② 災害対策本部の意思決定後、 <b>120分以内</b> に完了。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	備蓄配布人員 (勤務スタッフから選り)
実施内容	<p><b>【災害対策本部】</b></p> <p>①重要業務 2-1 の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用バンダー(コカ・コーラ)の無償提供に関する意思決定・解除手続きを行う。</p> <p>②解除手続きが完了後、現場統括に連絡を入れ、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。</p> <p>③現場統括から搬出完了の連絡を受けたのち、災害用バンダーの解除停止手続きを行う。</p> <div data-bbox="632 1413 1091 1760" style="text-align: center;">  <p>バンダー自販機の解除依頼(訓練時)</p> </div> <p><b>【現場統括】</b></p> <p>①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、<b>災害対策本部の意思決定後 90分以内</b>に備蓄配布人員を選り、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。</p> <p>②備蓄配布人員の搬出完了を確認後、災害対策本部に報告する。</p>		

	<p><b>【備蓄配布人員】</b></p> <p>①災害対策本部の意思決定後 120 分以内に、売店、自販機より食料・飲料水を搬出し、台車などを使用して、開設した待避場所へ運搬し、道の駅全員に配布する。</p> <p>②バンダー自販機には、待避場所で配布していることを張り紙等で案内する。</p> <p>③災害用バンダーからの搬出完了後、現場統括へ報告する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="421 392 868 725">  <p>災害用バンダーからの飲料水搬出(訓練時)</p> </div> <div data-bbox="892 392 1339 725">  <p>飲料水の無償配布(訓練時)</p> </div> </div>	
場所	災害用備蓄格納場所	売店、自販機
	台車格納場所	防災倉庫
関連様式	—	
課題	<p>・売店、自販機コーナーが被災した場合の配布備蓄の不足 ⇒ 避難者、来訪者への配布備蓄が不足している場合はその旨を現場統括が災害対策本部に報告し、災害対策本部が近隣の避難所等に応援を要請する。</p> <p>・バンダー自販機からの飲料水の搬出、配布方法 ⇒ 備蓄配布人員が一括でバンダー自販機から搬出を行い、待避場所での配布を実施する。</p>	
訓練項目	—	

## 5-3-4 利用者や関係機関等への情報発信・共有

## (1)情報収集

(株)エフエムもえるは、TVやラジオ、スマートフォンを活用して災害や道路等の情報を収集する。また、防災協定やパートナーシップ関係を締結している関係各所から情報を収集する。その後、収集した情報を速やかに現場統括に報告する。

現場統括は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」を基に、施設内の情報を収集する。また、関係各所と連絡を取ることで、周辺避難所の開設状況等について情報収集する。その後、(株)エフエムもえるからの情報と合わせて、避難者または道の駅来訪者に提供すべき情報を集約する。

災害対策本部は、道の駅での通信環境整備のため、00000JAPANの解放を留萌開発建設部に要請する。00000JAPANの解放完了後、現場統括へ連絡する。

表 25 情報収集における行動計画

業務名	4-1.情報収集		
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放。		
目標時間	発災後、60 分以内に第一報を発信できるように、発災直後から適宜情報収集。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	(株)エフエムもえる
実施内容	<p>【(株)エフエムもえる】</p> <p>①TV、ラジオ、スマートフォンなどにより、災害や道路等に関する情報を収集する。</p> <p>【情報収集例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報(旭川地方気象台との連携)</li> <li>○通行止め情報(留萌開発建設部・留萌振興局・留萌市との連携/道路情報提供システム) <a href="https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/">https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/</a></li> <li>○公共交通情報(沿岸バス・小樽交通との連携/中央バス・羽幌沿海フェリー等の情報収集)</li> <li>○停電情報(北海道電力との連携)</li> <li>○TV(NHK)</li> <li>○道の駅 SPOT ポータルサイト(留萌開発建設部と連携)</li> </ul> <p>②収集した情報を、速やかに現場統括に情報共有を行う。</p> <p>【現場統括】</p> <p>①初期被害チェックリスト(様式-5)を基に、施設内の情報を集約する。</p> <p>【情報収集例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人的被害状況</li> <li>○建物・設備の被害状況</li> <li>○ライフラインの被害状況</li> <li>○防災資機材等の起動状況</li> </ul> <p>②様式-6 を参考に関係各所と連絡を取ることで、周辺避難所の開設状況等についても情報収集する。</p> <p>③(株)エフエムもえるからの情報も合わせて、避難者または道の駅来訪者に提供すべき情報を集約する。</p>		

	<p><b>【災害対策本部】</b>                  ①留萌開発建設部へ00000JAPANの解放を要請する。                  ②00000JAPANの解放完了後、現場統括へ連絡する。</p> <div data-bbox="608 329 1112 705" style="text-align: center;">  <p>00000JAPAN への接続</p> </div>	
場所	—	—
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	—	

## (2)避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、情報発信人員を選出し、情報収集により得られた情報を道の駅避難者・来訪者に発信するよう指示する。

情報発信人員は、現場統括の指示の下、ホワイトボード、情報掲示板を活用して、情報収集により得られた周辺の状況や道路の通行止め状況、施設内の被害状況等の情報を避難者及び道の駅来訪者に提供する。また、道の駅避難者・来訪者と積極的にコミュニケーションを取り、意見や要望等を集約して、現場統括に報告する。

表 26 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有における行動計画

業務名	4-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報発信・共有。	
目標時間	発災後、60分以内に第一報を完了。その後、都度最新情報を更新。	
責任者 実施体制	現場統括	情報発信人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	<p><b>【現場統括】</b> ①勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、避難者または道の駅来訪者への情報発信人員を選出し、情報収集で得られた情報の発信を指示する。</p> <p><b>【情報発信人員】</b> ①情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報、Wi-Fiの解放情報をホワイトボード、情報掲示板、ラジオ等を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。 情報提供に必要な物品については、防災倉庫から待避場所へ設置する。</p> <p><b>【提供情報手法の具体例】</b> ○以下の防災資機材を活用して情報発信</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトボード:巻末資料-防災倉庫配置図-8 ×1台</li> <li>・マグピンコルクボード:巻末資料-防災倉庫配置図-9 ×1枚</li> <li>・防災伝言シート:巻末資料-防災倉庫配置図-10×10セット</li> </ul> </div> <p>《第一報の発信内容イメージ》 災害規模や被災状況/周辺避難所の開設情報/ライフライン状況/道路の通行止め情報/ 道の駅るもいの設備利用可否情報(トイレ、飲み水、通信機器等) /公共交通情報/ 温浴施設やコンビニ、スーパー、ガソリンスタンド等の営業情報 等</p> <p>②避難者及び道の駅来訪者と適宜コミュニケーションを取り、得られた意見や要望等を集約し、現場統括に報告する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>情報提供の様子(訓練時)</p> </div>	

場所	情報掲示板	管理棟1F
	情報提供場所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害情報提供シート	
課題	—	
訓練項目	・備品の把握	

## (3)関係各所への情報発信・共有

現場統括は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者から得られた意見や要望等を災害対策本部に報告する。また、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、応援を要請する。

災害対策本部は、現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況や道の駅来訪者からの意見、要望等を留萌開発建設部・北海道等に報告する。

表 27 関係各所への情報発信・共有における行動計画

業務名	4-3.関係各所への情報発信・共有	
業務の概要	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請。	
目標時間	発災後 60分以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括
実施内容	<b>【現場統括】</b> ①初期被害チェックリスト(様式-5)をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者からの意見や要望等を災害対策本部に報告する。 ②施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、 <b>発災後 60分以内</b> に応援を要請する。	
	<b>【災害対策本部】</b> ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況や道の駅来訪者からの意見、要望等を留萌開発建設部・北海道等に報告する。	
場所	—	—
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	・施設内の被災状況に応じた適切な応援要請 ・災害直後の通信不良	
訓練項目	—	

5-3-5 緊急活動スペースの点検・確保

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をひまえ、スペース確保人員を選出し、緊急活動スペースを点検・確保するよう指示する。スペース確保人員は、点検・確保として駐車場等の被災状況を目視で確認し、現場統括に報告する。

留萌開発建設部から災害用活動車両用の駐車スペースとして、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡等があった場合は、駐車場内の車両規制についての情報を道の駅来訪者に周知するため、スペース確保人員は、張り紙等や問い合わせ対応等を行う。

救援物資の中継・分配は状況に応じて屋内の空きスペースを活用して行う。

表 28 緊急活動スペースの確保における行動計画

業務名	5-1.緊急活動スペースの確保	
業務の概要	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペース(※1)を点検・確保。なお、災害用活動車両の駐車スペースとして、留萌開発建設部が防災拠点自動車駐車場(※2)を開設する場合は、積極的に協力を行う。	
目標時間	■ 緊急活動スペースの点検・確保。 発災後30分以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	スペース確保人員(勤務スタッフから人選) 留萌開発事務所
実施内容	<p><b>【現場統括】</b></p> <p>①発災後 30 分以内に、勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、スペース確保人員を人選し、緊急活動スペースの点検・確保を行うように指示する。</p> <p>②留萌開発建設部より、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡があった場合は、スペース確保人員に、一般車が駐車場の利用を制限されることを周知し、来訪者への情報発信を行うように指示する。</p> <p>③駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者から問い合わせがあった場合は対応を行う。</p> <p><b>■緊急活動スペース</b> <b>【スペース確保人員】</b></p> <p>①駐車場等を目視で確認し、緊急活動スペースとして活用するスペースの点検・確保を行う。</p> <p>②スペースの確保完了後、現場統括に報告する。</p> <p><b>■防災拠点自動車駐車場</b> <b>【スペース確保人員・留萌開発事務所】</b></p> <p>①留萌開発事務所は標識やカラーコーン等を設置して、駐車場内の車両規制を行い、防災拠点自動車駐車場を確保する。</p> <p>②スペース確保人員は駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者に周知するため、張り紙等により案内を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="419 1693 863 2024" style="text-align: center;">  <p>カラーコーンによるスペース確保(訓練時)</p> </div> <div data-bbox="887 1693 1331 2024" style="text-align: center;">  <p>標識による車両制限(訓練時)</p> </div> </div>	

場所	緊急活動スペース(※1)	防災資機材を活用するスペース
	防災拠点自動車駐車場(※2)	大型車駐車場(要請があった場合)
	救援物資の中継・分配スペース	状況に応じ屋内の空きスペースを活用
	標識・カラーコーン格納場所	防災倉庫
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門担当エリア図(様式-2)</li> <li>・災害用設備配置図(様式-7)</li> </ul>	
課題	—	
訓練項目	・緊急活動スペース確保、防災拠点自動車駐車場(留萌開発建設部と連携)。	

(※1)緊急活動スペースとは、防災倉庫の資機材を運搬することや、活用するために必要なスペースのことを指す。

(※2)防災拠点自動車駐車場は、協議により範囲を拡張する場合がある。

## 5-3-6 食料品・生活必需品の早期販売再開

## (1)食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

現場統括は、NPO法人留萌観光協会の管轄である店舗の在庫状況を確認する。「初期被害チェックリスト(様式-5)」で情報集約した建物・設備の被災状況をもとに、市民や道路利用者への休憩機能(道の駅の主要機能のひとつ)の早期サービス復旧のため、食料品や生活必需品などの早期販売再開を目指し、災害対策本部と連携体制を構築する。二次被害の恐れや建物・設備の被害が大きい場合は補修を優先し、NPO法人留萌観光協会の管轄である店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で食料・飲料水等の早期販売を目指す。また、災害対策本部とも相談し、場合によっては無償提供も考慮に入れる。

災害対策本部は、店舗の在庫状況や建物・設備の被災状況について確認し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。

表 29 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

業務名	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	
業務の概要	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括
実施内容	<b>【現場統括】</b> ①現場統括はNPO法人留萌観光協会の管轄である店舗の在庫状況を確認する。 ②初期被害チェックリスト(様式-5)を基に、建物・設備の被災状況を確認し、 <b>発災後3日以内に</b> 食料品・飲料水等の販売再開に向けた連携体制を構築する。 ③建物・設備被害の大きい場合は、NPO法人留萌観光協会の管轄である店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で早期販売を目指す。	
	<b>【災害対策本部】</b> ①店舗の在庫状況、建物・設備の被災状況について確認する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。 ② <b>発災後3日以内に</b> 、現場統括と連携し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。 ③仮設販売所の設置が必要となる場合は、テント等を貸し出す等の連携を図る。	
場所	仮設販売所設置箇所	ふれあい広場
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・商品ごとの供給会社と連絡先リスト(様式-8)	
課題	・建物・設備被害の大きい場合は、解体を優先(仮設販売所等での営業再開を検討)	
訓練項目	—	

## (2)建物・設備の修理等手配

災害対策本部は、留萌開発建設部や銀行、保険会社に被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。また、建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡し、復旧・復興に係る業務が本格化する時期(概ね2週間以内)までには、店内での通常販売再開を行う体制を構築する。

表 30 建物・設備の修理手配における行動計画

業務名	6-2.建物・設備の修理手配	
業務の概要	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡。 留萌開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	
実施内容	【災害対策本部】 ①発災後3日以内に、被害チェックリスト(様式-5)を基に、留萌開発建設部や銀行、保険会社へ建物や設備の被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。 ②修理対応を行う場合は、必要に応じ修理依頼先に連絡を行う。 ③発災後、概ね2週間以内に、通常販売を再開できるように体制を構築する。	
場所	—	—
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	—	

### 5-3-7 感染症の予防や拡大防止対策

現場統括は、勤務スタッフに対して、施設における感染症の予防や拡大防止対策を行うように指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、従業員や来訪者の体調確認(検温等)や衛生管理(うがい、手洗い、消毒、マスク着用、咳エチケット等)の徹底、ソーシャルディスタンスの確保を行う。また、施設内の消毒や換気、消毒液や飛沫防止シートの設置を行うなど感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

感染症への感染が疑われる体調不良者が発生した場合、勤務スタッフは、当該体調不良者に対して速やかに帰宅を指示するとともに、現場統括に報告する。また、感染が疑われる者が使用した場所や接触した場所を重点的に消毒するとともに接触者の確認を行うなど、クラスターが発生しないように努める。さらに、感染が疑われる勤務スタッフには行政の通達に準じて受診等を行わせる。

表 31 感染症の予防や拡大防止対策における行動計画

業務名	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	
業務の概要	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底。 感染疑い者*発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染症の予防や拡大防止対策の実施。 感染症流行期に<u>定期的</u>に実施。</li> <li>■ 感染疑い者の速やかな帰宅、および、接触場所と接触者の確認。 感染疑い者発生時、<u>速やかに</u>開始。</li> <li>■ 施設内の消毒。 感染疑い者発生時、<u>速やかに</u>開始。</li> </ul>	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<b>【現場統括】</b> ①感染症流行期、勤務スタッフに対して感染症対策の実施を指示する。 ②勤務スタッフから感染者または感染疑い者の報告を受け、勤務スタッフの健康状態を確認し、消毒場所の選定および消毒実施を指示する。 ③施設内でクラスターが発生した場合、必要に応じて救急救助を要請する。	
	<b>【勤務スタッフ】</b> ①現場統括からの指示に応じ、施設内の消毒や消毒液等の設置、三密防止や換気を実施する。感染症流行期には従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ②感染流行期には、従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ③感染疑い者が発生した場合は、速やかに帰宅指示を出し、現場統括へ報告する。 ④感染者または感染疑い者が使用した場所や触れた場所、および、接触者の調査を行う。 ⑤感染が疑われる勤務スタッフは、保健所へ連絡し、必要に応じて、検査を受診する。	
場所	消毒液設置箇所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
関連様式	・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー(様式-9)	
課題	—	
訓練項目	—	

\*「感染疑い者」とは、「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。

## 6 持続的な改善に向けた取組

### 6-1 定期訓練

災害発生時に、重要業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、定期的に訓練を実施するものとする。定期訓練は、本BCPに基づいて、実際に安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の業務を実施する実動訓練とする。

定期訓練に際しては、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新したうえで実施する。以下に道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例を示す。

表 32 道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
<b>【支援連携の定期訓練】</b> 「道の駅」管理者・設置者と道路管理者が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道の駅」管理者・設置者、道路管理者で有する防災資機材の起動・操作訓練</li> <li>・情報伝達訓練(内外連絡確認) 等</li> </ul>
<b>【行動連携の定期訓練】</b> 「道の駅」管理者・設置者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難、消防訓練</li> <li>・情報伝達訓練(内外連絡確認)</li> <li>・支援や活動スペース確保等の行動計画訓練 等</li> </ul>
<b>【道の駅従業員の定期訓練】</b> 「道の駅」管理者・設置者と勤務スタッフが行う災害発生時を想定した重要業務の実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を対象としたBCP研修・確認</li> <li>・参集訓練</li> <li>・管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練</li> <li>・安否確認等の行動計画訓練 等</li> </ul>

訓練実施時は、意見交換等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本BCPの改善に取り組む。



図 9 防災訓練後の意見交換会の様子

また、当道の駅が被災すると想定されるような津波等の災害が発生した場合は、道の駅BCPを発動させず、迅速に道の駅から避難する必要がある。その際、道の駅勤務スタッフと災害対策本部が連携し、来訪者を安全な避難所へ円滑に誘導するための避難訓練についても定期的に実施する。

## 6-2 災害発生に備えた平常時の実施項目

当道の駅が、雪害等の災害が発生した際に、迅速・円滑に重要業務を遂行し、一時待避場所としての機能を速やかに発揮できるように、平常時から準備を整える必要がある。そのため、重要業務の遂行に必要となる防災資機材を、災害発生時、正常に使えるようにするために定期的なメンテナンスを行う。防災資機材点検記録簿(マニュアル4)を活用しながら、防災資機材の起動上の問題点の点検や燃料、バッテリー残量の確認・補充、トイレトーパーやガソリン等の消耗品のローリングストック等を定期的に行うものとする。また、防災資機材は防災倉庫だけでなく、道の駅管理棟内の倉庫も格納スペースとして活用し、夏期と冬期で資機材の入れ替えを行う等、弾力的な運用を行う。

### 【災害発生に備えた平常時の実施項目】

- 道の駅関係者間の連携強化、災害対応スキルの醸成、資機材の使用方法的確認等を目的とした定期的な訓練の実施(6-1)。
- 点検記録簿を活用した防災資機材の定期的なメンテナンス、ローリングストックの実施。
- 雪害等に対応した夏期、冬期での防災倉庫、管理棟内の倉庫における資機材の入れ替え。等

## 6-3 BCP の定期的な見直し

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえた新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。



図 10 BCP の定期的な見直し(PDCA サイクル)

## 6-4 その他

本BCPについて、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加にも取り組むものとする。

推進体制(北海道開発局と北海道等)と連携して、BCPのPDCAサイクルを実施するものとする。

## 7 巻末資料

### 【参考資料】

- ・(参考-1)道の駅るもい近隣の避難所リスト
- ・(参考-2)留萌市津波避難場所リスト

### 【BCP策定シート】

- ・策定シート表紙
- ・策定シート(様式-1)従業員緊急時連絡網
- ・策定シート(様式-2)各部門担当エリア図
- ・策定シート(様式-3)避難誘導経路図
- ・策定シート(様式-4)消火機材設置箇所図
- ・策定シート(様式-5)初期被害チェックリスト
- ・策定シート(様式-5)初期被害チェックリスト(状況記録図)
- ・策定シート(様式-6)災害時の連絡先一覧
- ・策定シート(様式-7)災害用設備配置図
- ・策定シート(様式-8)商品ごとの供給会社と連絡先リスト
- ・策定シート(様式-9)従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー

### 【協定書類】

- ・(協定書等-1)「道の駅SPOT」の設置等に関する協定書
- ・(協定書等-2)道路情報提供モニター設置等に関する協定書
- ・(協定書等-3)「道の駅」における協働事業に関する細目協定書
- ・(協定書等-4)道の駅「るもい」における防災設備に関する協定書
- ・(協定書等-5)道の駅「るもい」における維持管理協定書
- ・(協定書等-6)災害時における道の駅「るもい」の防災拠点化に関する協定書

### 【防災資機材マニュアル】

- ・(マニュアル-1)防災資機材マニュアル一式
- ・(マニュアル-2)断水時の水洗トイレの使い方
- ・(マニュアル-3)災害用トイレの使い方
- ・(マニュアル-4)防災資機材点検記録簿

### 【災害情報提供シート】